

会 議 録

会議の名称	守谷市図書館協議会（平成29年度 第7回）		
開催日時	平成30年2月15日（木） 開会：午後2時00分～3時10分（非公開） 閉会：午後3時30分～4時30分（公開）		
開催場所	守谷市役所 庁議室		
事務局（担当課）	教育委員会 生涯学習課		
出席者	委員	長谷川委員長，野口副委員長，大塚委員，赤堀委員，堀込委員，濱野委員，堤委員，伊藤委員（出席：8名）	
	その他		
	事務局	後藤教育長，山崎部長，飯塚次長，柳葉係長，塚原係長	
公開・非公開の状況	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	10人
公開不可の場合はその理由	指定管理者の業務評価に関する事項のため		
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 協議 非公開 (1) 守谷市立図書館等指定管理者業務評価報告書（案）について (2) 諮問事項（2）「守谷市立図書館等の平成31年度からの運営体制について」の答申案1及び2の内容について 公開 (3) 守谷市立図書館等の平成31年度からの運営体制について (4) 答申書の提出 4 閉会		
確定年月日	会議録署名		
平成30年3月30日	委員長 長谷川登代		

審 議 経 過

1 開 会

飯塚次長： 8名の委員が出席，守谷市図書館協議会設置条例第6条第2項の規定により会議は成立。

2 挨拶 長谷川委員長
後藤教育長

3 内 容 非公開

(1) 守谷市立図書館等指定管理者業務評価報告書（案）について

長谷川委員長： (1) 守谷市立図書館等指定管理者業務評価報告書（案）について事務局より説明願います。

事務局： (1) 守谷市立図書館等指定管理者業務評価報告書（案）について説明

守谷市立図書館等指定管理者業務評価報告書（案）の最終審議を行い，一部修正の後，完成した。

事務局： この守谷市立図書館等指定管理者業務評価報告書をもって，諮問事項(1) 守谷市立図書館等の運営に対する評価についての答申とします。

※別紙参照

(2) 諮問事項(2) 守谷市立図書館等の平成31年度からの運営体制について

長谷川委員長： 諮問事項(2) 守谷市立図書館等の平成31年度からの運営体制について，事務局より説明願います。

事務局： 諮問事項(2) 今後の運営体制に関する答申案1及び2の内容について説明

「守谷市立図書館等の平成31年度からの運営体制について」の答申案1及び2の内容について，文言等の確認を行い，一部修正を行った。

公開

(3) 「守谷市立図書館等の平成31年度からの運営体制について」の答申案1及び答申案2の内容について

事務局： ここからは，会議を公開します。傍聴者は10名

本日は，「守谷市立図書館等の平成31年度からの運営体制について」の答申内容の採決について，守谷市図書館協議会設置条例第6条第4項の規定によるものとする。先ほど非公開の会議の中で，「守谷市立図書館等指定管理者業務評価報告書」についてご審議いただきました。この内容につきましては，2月26日（月）の教育委員会にお諮りしてからの公表となりますので，ご了承ください。

これより、守谷市立図書館等の平成31年度からの運営体制についての議事に入ります。議事の進行は、長谷川委員長にお願いします。

長谷川委員長：それでは、答申の内容について、説明を求めます。

事務局：答申の内容について、ご説明いたします。事務局では、これまでの協議会において、協議会で議論した内容及び委員の皆さまのご意見をまとめ、答申1及び答申2として2つの案を作成させていただきました。

〔答申案1〕

「守谷市立図書館等の平成31年度からの運営体制については、指定管理を継続することが望ましい。」

なお、指定管理を行わせる事業者は、次の条件を満たすよう、仕様書等において明記すること。

以下、答申理由とする。

（1）市民サービスの向上について

開館日数及び開館時間は現状維持を基本とするが、運営に支障のない範囲で見直しを行う。育児コンシェルジュの配置や、電子図書館、ナクソクミュージックライブラリー、ADEC（デジタルアーカイブ）など新たに導入されたサービス等について、費用対効果を十分に考慮した提案を求めること。

（2）スタッフの専門性について

中央図書館の館長、副館長、窓口責任者（3名）は司書資格を有し、3年以上の図書館勤務経験者を配置し、常勤スタッフの司書率を指定管理当初から60%以上とすること。また、スタッフの専門性を高めるため、日常的な業務指導はもとより、計画的かつ効果的なスタッフ育成プログラムを実施すること。

（3）守谷市子ども読書活動推進計画への取組と学校図書館支援について

平成29年度に策定した「第三次守谷市子ども読書活動推進計画」の行動目標に基づいた実施体制の整備を図ること。また、学校図書館支援については、行政と連携した実施体制の下、指定管理者の提案による取組を実施すること。

（4）図書館運営基本方針の具現化について

現在、策定中の図書館運営基本方針の具現化に向けて、行政との強固な連携の下に取り組むこと。

〔答申案2〕

次に、答申案2について「守谷市立図書館等の平成31年度からの運営体制については、現在の経費を上回ることなく市民サービスの水準を維持することを前提として、直営若しくは一部業務委託による直営とすること。」

以下、答申の理由とする。

(1) 図書館運営体制とスタッフの専門性について

図書館運営については無料の原則があり、図書館利用について有料化することはできません。また、守谷市立図書館の立地及び現在の建物を今後も利用することを考えると、複合施設として営利事業を行うことは非常に困難です。

営利企業が守谷市立図書館の指定管理を行い、一定の指定管理料の中でより多くの利益を出すためには、経費、特に人件費を削減する傾向が強まります。このことにより、現体制においてはスタッフの質の向上が難しくなり、守谷市立図書館に求められるスタッフの専門性を満たせていません。専門性の高いスタッフの育成や質の高いサービスを提供するという観点から、直営若しくは一部業務委託による直営とすることが望ましい。

(2) 守谷市子ども読書活動推進計画への取組と学校図書館支援について

平成29年度に策定した「第三次守谷市子ども読書活動推進計画」の推進については、図書館が保育所、幼稚園、小中学校などの関係機関の中心となって実施する内容となっています。関係機関と連携して事業を行うためには、図書館に担当者を配置して、日常業務の中で密接に連携することが必要です。

学校図書館支援については、学校図書館奉仕員と日常的に業務に関わることが望ましく、図書館行政全体を視野に入れた事業運営が必要です。また、直営時代の平成27年4月、学校図書館の整備(データベース化、団体貸出及び学校間相互利用の物流整備等)や支援、「第二次子ども読書活動推進計画」に対する取組が評価され、文部科学大臣表彰を受けるなど、守谷市立図書館の強みであり、学校等との更なる連携・協力が望まれます。

(3) 市民サービスの向上について

開館日数及び開館時間の拡大により、貸出利用者数や貸出点数が増加したこと及び県内初となった育児コンシェルジュの配置や、電子図書館、ナクソクミュージックライブラリー、ADEAC(デジタルアーカイブ)の開設など、新たなサービスの導入について評価できます。

しかしながら、数値や見た目に効果が表れるサービスを重視する反面、教育機関、生涯学習の拠点としての取組が弱く、指定管理者を導入したことによるサービス向上への期待に十分応えられてはいません。

(4) 運営経費について

守谷市立図書館への指定管理者制度導入については、市民サ

ービスの更なる充実が第一であり、必ずしもコストの削減を優先するためのものではありませんでした。制度導入の成果として、経費に見合うサービスの向上があったのかどうか、また、それは指定管理者によってのみ得られる効果なのかということを考える必要があります。現在、指定管理者が行っているサービス内容で試算すると直営でもほぼ同様の額であり、専門性・経験値の高い職員の配置が可能となります。

(5) 守谷市立図書館運営基本方針の具現化について

現在、策定中の「守谷市立図書館運営基本方針」において、公共図書館としての使命、守谷市立図書館の強み、守谷市の重点施策の推進が示されています。

方針の具現化に向けて新たな取組の必要性も想定され、市政に対する理解と公共性、専門性を兼ね備えた管理者の下、安定した運営体制が継続されることが望ましいと判断します。

以上が、2つの答申案でございます。

長谷川委員長：今まで、守谷市立図書館の運営体制については、図書館協議会の中で5回ほど会議を開き検討してきました。今回の「守谷市立図書館等指定管理者業務評価報告書」の結果をふまえ、案1（指定管理を継続）にするか、案2（直営または一部業務委託）に戻すのかの決を取りたいと思います。決を採る前に、ご意見を個々に伺いたいと思います。

濱野委員：私は、市民サービスとは何かということを考えながら、皆さんの意見を聞いておりました。現在は、市民サービスを向上するために、指定管理者制度を導入しているのだと思います。私は、どのようにすれば、市民が満足するのかという視点でも考えていました。図書館で実施したアンケートをみると、現在のやり方でほぼ満足している方が多い。しかし、一方でレファレンスにおいて、不満を持っている方がいるのも事実である。仮に直営に戻した際、果たして職員の専門性がすぐ上がるのか。そう考えた時に、きちんとした仕様書とその仕様書の業間の読める業者に頼むことができれば、指定管理者の運営でも十分かと考えます。

大塚委員：事務局の皆さんが7ヶ月に渡り、多岐に渡る膨大な資料を用意していただいたこと。その資料を深く読ませていただき、意見交換をしっかりと行ったことで、私にとっては大変良い勉強になり、また良い経験をさせていただきました。ありがとうございました。事務局の皆さんから、事実に基づいた資料と根拠に基づいた資料を用意していただいたことで、図書館の業務のことや将来に渡る公務（市民の税金で行う業務）をしっかりと理解することができました。そこで今後、市役所の議会やその他の会議において、事実に基づい

た資料と根拠に基づく資料の作成に努めてください。

赤堀委員：図書館サービスについて、直営時代に学校図書館と非常によい連携が取れていました。この背景には、10年前に整備の進まなかった学校図書館をボランティアで進めていた経緯があり、そこから職員や奉仕員が育ち、また学校での保護者による読み聞かせボランティアが立ち上がるなど、非常に良い流れが出来てきました、この流れが、2年前の指定管理者の導入で断ち切れてしまいましたが、今回の業務報告書を作ることに当たり、とても良い機会になったと思います。

堤委員：私は、長く民間で仕事をしていましたので、今回いろんな問題が起こったことで、民間は営利を追求するからダメだというロジック（論理）については、強く反論したい。民間は、お客様の満足度の向上がなければ、企業としては向上できないので、そこにいかなる知恵を使って、いかなるアイデアを出して切り開くかというのが民間だと思っています。一方で、おそらく市の直営で行っていた時代より、さらに市民の方たちの満足度が上がるのではという期待があって指定管理にしたのだらうと思います。期待といささかの不安の中で始まり、早々にいろんな問題が発生してしまっ、その期待と不安が指定管理者への大きな不信感に変わってしまった。さらに追い打ちをかけるように実態調査の結果でも、ここで生まれた不信感というものが払拭できなかったことはとても残念なことだと思っています。私は、指定管理にこだわることなく、また直営にこだわることなく、市民の方々が満足の行くサービスをどう当てていくのか、そこだけにこだわっているだけです。担当の方のいろんな話を聞いて、市の方の熱意が伝わりましたし、現在指定管理者が行うサービスと同等のサービスが直営で行ってもできるというお話であれば、それはそれで、一番安定した運営の仕方があるのではないかと考えています。最後の採決によりどうなるかは分かりませんが、仮に直営に戻ったとしても、直営だからゴールではなく、これからもっと新しいサービス提供をしていただく義務が生じるわけです。直営だから安心ということではなく、さらなる発展をするにはどうすべきか。そこの考えは、ぶれないようにしていただきたいと思っています。ぜひ、新しい図書館に向かって、新たなる挑戦を続けていってください。

伊藤委員：最初、答申1の指定管理者で続けていく案に賛成でした。しかし、専門性の高い職員が業務を行うことは、レファレンスに対してはとても良いことだと思います。しかし、職員は異動があることもあり、その点で専門性の高い職員が継続するのかわかりません。最初の頃と比べますと、カウンター及び館内の利用者への対応は、徐々に良くなっていると思います。私は、指定管理者か一部業務委託

で、少し様子をみた方が良いと思います。

堀込委員：私は、指定管理に限らず仕事はみんなで行うものと思っています。指定管理者の評価が、コミュニケーションの不足があり、満足のいく結果ではなかった。それだから、指定管理には反対するということとは言えないと思いました。

野口副委員長：指定管理者制度そのものは、例えば施設管理に特化するものであれば、それはひとつの制度として充分機能していると思います。しかし、守谷市の図書館においては、様々な評価結果等を踏まえると、少し厳しいのではないかとの印象でした。特に、これまで図書館サービスが機能していなかった自治体に、指定管理制度を導入してサービスが向上した事例はたくさんあります。それが、成功事例だということが語られるのですが、守谷市の場合は、これまで県内でも有数の高い水準の図書館サービスを提供してきました。そこをサービスの充実というところの仕様書を作って、指定管理業者にお任せをし、結果としては、開館日数や開館時間等を拡大しました。その点においての満足度は向上したとは言えますが、それ以外のサービスとかで見ると課題の方が際立ってしまったのではないか。それでは、事業者を変えれば良いかとの問題かというところ、そうではないと思います。今回、際大手の事業者にお任せをしておりますから、それ以外の事業者が同じ水準でサービスを提供できるのかという点では、個人的は、相当厳しいのではないかというところではあります。

長谷川委員長：私は、生まれも育ちも守谷で、図書館が開館する前から、また開館後も皆で活動してきました。図書館は、誰のものなのかということをおぼろげに記憶としてよみがえってきました。図書館は、資料と文化と知恵を提供する場ですね。このように本来の図書館の本質を忘れないような仕組みが今回の指定管理でしたらよかったです。民間は営利を目的にしていますから、指定管理者が入るとということは、最終的には利益という目的がありますね。利益が先行されてしまうという懸念があり、この利益の部分と働いている人間の質とがうまくバランスを取った指定管理の運営をしていただければ良いのですが、私は本来の図書館の姿に戻って欲しいと思っています。

長谷川委員長：今、皆さんから意見をお聞きしましたけれど、挙手をお願いします。

委員：（各委員それぞれに挙手）

長谷川委員長：案1（指定管理を継続）1名、案2（直営または一部業務委託）6名、保留1名です。案2の直営または一部業務委託に戻した方が多いという結果になりました。

長谷川委員長：このような結果になりましたが、教育長及び教育部長に一言お願いします。

教育長：前回の指定管理者の導入時の答申時も、教育長でしたので、その当時の図書館協議会の協議の様子も伺っておりました。2年間指定管理の実施後の答申について、今回結論を出していただきました。各委員のご意見を伺っておまして、この答申で決定ということではなくて、「そこを出発点にして次のステップへ」というお考えなのだろうと思います。そのように捉えていくのが良いのかなと考えたところです。協議会委員の意見にもありましたが、図書館の本来持つ機能については、充実を図っていかなければ図書館としての役割が果たせないということをあらためて理解しました。いずれにしても教育委員会は、この答申をもとに協議させていただくこととなります。

教育部長：長い期間をかけて審議をしていただき、今回の答申については、真摯に受け止め、ご意見を尊重させていただきます。教育長との話をしている中で、いったい何人が図書館を利用しているのかということをお話しておりました。図書館を常に利用している利用者においては、レファレンスにおける図書館本来の機能は重要であるということはお分かりました。では、図書館を利用していない方の意見についてはどうなのか、今回、市民アンケートを取っておりますが、この結果についても、考慮する必要があると思います。

(4) 答申書の提出

長谷川委員長：平成29年11月2日付け守教委発第649号で貴職から諮問のあった、(1)守谷市立「守谷市立図書館等の運営に対する評価について並びに(2)守谷市立図書館等の平成31年度からの運営体制について、当協議会で慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

※答申の内容は、別紙参照

(協議会長印を押した答申書を教育長に渡す。)

4 閉 会

本日の案件は、全て終了いたしました。これにて閉会といたします。